

事業所紹介



**東栄町内や近隣の市町村にある
福祉サービスの事業所の紹介**

相談支援事業

相談支援事業 ～気軽に相談できるところ～

愛厚すぎのきの里相談支援事業所	(東栄町)	・・・	34
設楽町相談支援事業所	(設楽町)	・・・	35
豊根村障害福祉相談支援事業所	(豊根村)	・・・	36
新城市障害者相談支援事業所	レインボーはうす (新城市)		37
しんしろ福祉会館相談支援事業所	(新城市)	・・・	38
やまなみ会相談支援事業所	(新城市)	・・・	39

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人 愛知県厚生事業団		
事業所の名前	相談支援事業所 愛厚すぎのきの里		
所在地	北設楽郡東栄町大字三輪字上栗13番地		
連絡先	TEL 0536-79-3421	FAX 0536-79-3422	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの相談や申込みのお手伝いをします。 ・専門機関や、関係事業所などの紹介、情報提供などを行います。 ・権利や虐待に関するご相談に応じます。 ・その他、生活全般についての援助を行います。(年金、手帳交付などの手続きに関するもの、住宅の改造、車いすなどの補装具に関するものなど) 		
営業日	祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く平日		
営業時間	8:45~17:30	サービス提供時間	8:45~17:30
料金	利用料	無料	
	その他にかかる費用	なし	
コメント欄	<p>この相談支援事業は、平成21年度から東栄町より委託を受け実施しています。</p> <p>すぎのき寮では、相談支援事業の他に、日常生活の介護を中心とした生活介護事業や介護者の都合などで一時的に利用していただく、短期入所事業を実施しています。</p> <p>相談支援と併せて、お気軽にご相談ください。</p>		

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人 設楽町社会福祉協議会		
事業所の名前	設楽町相談支援事業所		
所在地	愛知県北設楽郡設楽町田口字向木屋 4		
連絡先	TEL 0536-62-1848	FAX	0536-62-1900
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	日常生活全般に関する相談・訪問活動によるアセスメント・福祉サービス等の情報提供 サービス利用計画の作成・検討・状況把握など		
営業日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の休日及び、12月29日から1月3日までを除く		
営業時間	8時30分から17時15分	サービス 提供時間	8時30分から17時15分
料金	利用料	無料	
	その他にかかる費用	実施地区外でのサービス提供の場合の交通費 公共交通機関を利用の場合：実費を徴収 事業所自動車を利用の場合：実施地区を超える地点から 片道の距離(キロメートル)×40円	
コメント欄	<p>障害福祉サービスなどの総合相談窓口です。ご相談の内容について一緒に考えて行きます。困っていること、不安に感じていることがありましたら、ご相談下さい。</p>		

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人 豊根村社会福祉協議会		
事業所の名前	豊根村障害福祉相談支援事業所		
所在地	愛知県北設楽郡豊根村上黒川字長野田26		
連絡先	TEL 0536-85-1562	FAX	0536-85-1577
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じます。 ・ 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。 ・ 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供します。 ・ 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施します。 ・ サービス利用計画の原案を作成します。 ・ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取します。 ・ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。 ・ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町へ写しを提出します。 ・ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)をおこないます。 		
営業日	毎週月曜日から金曜日 (ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)		
営業時間	8:30~17:30	サービス 提供時間	8:30~17:30
料金	利用料	無料	
	その他にかかる費用	市町村から介護給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。	
コメント欄	<p>利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行います。お気軽にご相談下さい。</p>		

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人新城福祉会		
事業所の名前	新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす		
所在地	愛知県新城市矢部字本並48番地		
連絡先	TEL 0536-24-1313 緊急時専用携帯 090-7693-0010	FAX 0536-24-1555	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの相談や申し込みのお手伝いをします。 ・社会資源を活用するために必要な助言や情報をお知らせします。 ・社会生活力を高めるための、助言や指導をします。 ・権利を守るために必要な援助をします。 ・虐待を防いだり、早く見つけるために関係機関との連携をとります。 ・専門機関を紹介します。 ※通常の実施地域は新城市とさせていただきます。		
営業日	月曜日から金曜日。ただし、祝日及び12月31日～1月3日までを除く。		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分	サービス提供時間	原則、営業時間に同じ。(ただし、緊急時についてはこの限りではない)
料金	利用料	無料	
	その他にかかる費用	特になし	
コメント欄	安心して自立できる暮らしづくりを、相談支援専門員がお手伝いします!!		
<p>障害のある方、及びそのご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助を行うことで、ご本人が自立した日常生活又は社会生活を送ることを援助をします。どうぞ、お気軽にご連絡ください。</p>			

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会		
事業所の名前	しんしろ福祉会館相談支援事業所		
所在地	新城市字東沖野20-12		
連絡先	TEL 0536-23-5618	FAX 0536-23-5046	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	◇サービス利用計画の作成 ◇福祉サービスの利用援助 ◇社会資源を活用するための支援 ◇生活力を高める支援 ◇権利の擁護のために必要な援助 ◇専門機関の紹介 など		
営業日	月～金(但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)		
営業時間	8:30～17:15	サービス 提供時間	月～金 8:30～17:15
料金	利用料	自己負担はありません	
	その他にかかる費用		
コメント欄	利用者の心身の特性を踏まえ、意思及び人格を尊重しながら生活の質の向上等を図れるよう関係機関との連携に努めます。		

サービス種別(相談支援事業)

法人名	社会福祉法人 やまなみ会		
事業所の名前	やすらぎの家		
所在地	新城市字下川 2 3 番地		
連絡先	TEL 0536-23-0087	FAX 0536-23-2003	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	相談支援事業：来所、電話、訪問、関係機関との調整 (自立支援法により、3障害対応するがメインは精神)		
営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日並びに夏期休暇 8月13日～8月15日 冬期休暇12月29日～1月4日は休業)		
営業時間	8:30～17:15	サービス 提供時間	9:00～17:00
料金	利用料	なし	
	その他にかかる費用	なし	
コメント欄	<p>障害者や家族が困っていること、不安に思っていることの悩みを聴き、一緒に考え、地域での自分らしい生活に向けての支援をしていきます。</p>		

訪問系サービス

訪問系 ～在宅で利用できるホームヘルパーなどのサービス

東栄町社会福祉協議会訪問介護事業所（東栄町）	・・・	41
設楽町社協訪問介護サービス（設楽町）	・・・	42
とよね訪問介護事業所（豊根村）	・・・・・・・・	43
居宅介護事業所レインボーはうす（新城市）	・・・	44
コープあいち福祉サービス新城（新城市）	・・・	45
新城福社会館訪問介護事業所（新城市）	・・・・・・・・	46
虹の郷訪問介護事業所（新城市）	・・・・・・・・	47
瑞穂ケア・サービス（新城市）	・・・・・・・・	48

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人 東栄町社会福祉協議会		
事業所の名前	東栄町 社会福祉協議会 訪問介護事業所		
所在地	東栄町大字本郷字南万場14番地の1		
連絡先	TEL 0536-76-1740	FAX	0536-76-1745
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	×	
	その他	×	
営業日	月～金 (ただし、12月29日～1月3日は除く)		
営業時間	月～金 8:30～17:15	サービス 提供時間	8:30～17:15
料金	利用料	原則1割負担。ただし、町の定める月額負担上限額の範囲内	
	その他にかかる費用		
コメント欄	自立支援につながる援助をめざしています。		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人 設楽町社会福祉協議会		
事業所の名前	設楽町社協訪問介護サービス		
所在地	愛知県北設楽郡設楽町田口字向木屋 4		
連絡先	TEL 0536-62-1848	FAX	0536-62-1900
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	<input type="radio"/>	身体介護や家事のお手伝いをします。 入浴や排泄、家事などの介助が必要な方の手伝い 日常生活に必要な調理や買い物、掃除や洗濯など を行います。
	重度訪問介護	<input type="radio"/>	
	行動援護	<input checked="" type="checkbox"/>	
	移動支援	<input checked="" type="checkbox"/>	
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>	
営業日	月曜日から金曜日までとする ただし、12月29日から1月3日までを除く		
営業時間	8時30分から5時15分	サービス 提供時間	8時30分から5時15分
料金	利用料	法定代理受領である場合、1割負担とする。ただし、町の定める月額負担上限額の範囲内	
	その他にかかる費用	実施地区外でのサービス提供の場合の交通費 公共交通機関を利用の場合：実費を徴収 事業所自動車を利用の場合：実施地区を超える地点から 片道の距離(キロメートル)×40円	
コメント欄	<p>心身に障害がおありの方も、いきいきとした日々を送れるようにヘルパーが自宅を訪問し身体介護 家事援助などを、それぞれの希望に添えるようお手伝いします。ヘルパーの手が必要と思われました いつでもお声をおかけください。</p>		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人 豊根村社会福祉協議会		
事業所の名前	とよね訪問介護事業所		
所在地	豊根村上黒川字長野田26		
連絡先	TEL 0536-85-1562	FAX 0536-85-1577	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	① 身体介護 入浴介助・清拭・洗髪・排せつ介助・食事介助・衣服の着脱の介助・通院等のための乗車又は降車の介助・その他必要な身体介護を行いません。 ② 家事援助 調理・洗濯・掃除・買い物・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。 ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	×	
	その他	×	
営業日	毎週月曜日から金曜日(ただし12月29日から1月3日までを除く。)		
営業時間	8:30~17:30	サービス提供時間	8:30~17:30
料金	利用料	身体介護30分254円・家事援助30分105円・時間等により金額も異なります。詳しくはご相談下さい。	
	その他にかかる費用		
コメント欄	※利用者・家族の要相談に応じ、上記の営業日・営業時間以外でも営業を行います。 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。 生活保護 0円 低所得1 0円 低所得2 0円 一般 37,200円		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人新城福祉会		
事業所の名前	居宅介護事業所レインボーはうす		
所在地	愛知県新城市矢部字本並48番地		
連絡先	TEL 0536-24-1313	FAX 0536-24-1555	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	<input type="radio"/>	(1)居宅介護(区分1以上の方が利用可能) ①身体介護:ご家庭に訪問し、入浴、排泄、食事などの介助及び通院の介助を行っています。 ②家事援助:ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行っています。
	重度訪問介護	<input type="radio"/>	(2)重度訪問介護(区分4以上で重度訪問介護対象の方) 入浴、排泄、食事、外出時などの介助を総合的に行っています。
	行動援護	<input type="radio"/>	(3)行動援護(区分3以上で行動援護対象の方) 自閉症、てんかん発作がある方など重度知的障がい者や、統合失調症等の精神障がい者で常時見守りや危機回避が必要な方に個別に行います。
	移動支援	<input type="radio"/>	(4)移動支援(区分制限なし)
	その他(移送サービス)	<input type="radio"/>	外出の支援を行っています。官公庁や銀行への用務など、社会生活上不可欠な外出や余暇活動への参加のための外出の支援を行います。
営業日	日曜日から土曜日。ただし、12月31日～1月3日までとヘルパー研修日(年間3日)は原則、休み。		
営業時間	午前7時～午後10時	サービス提供時間	原則、営業時間に同じ
料金	利用料	指定障害福祉サービス及び指定地域生活支援サービスを提供した場合の利用料の額は告示上の額とし、当該指定障害福祉サービス及び当該指定地域生活支援サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。	
	その他にかかる費用	通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所の移動支援事業を利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。1km30円。	
コメント欄	支援を必要とする人に必要な支援を届ける地域福祉の拠点を目指して!! 介護保険のヘルパー事業にないものとして上記居宅介護には通院介助といっものが含まれています。通院介助では自宅から通院までの支援並びに病院内での付き添い支援も含まれております。		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	生活共同組合コープあいち		
事業所の名前	コープあいち福祉サービス新城		
所在地	新城市札木33番地1		
連絡先	TEL 0536-24-1811	FAX 0536-24-1855	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	○	
	その他	×	
営業日	年中無休		
営業時間	9時～17時45分	サービス提供時間	6時～22時
料金	利用料	告示上の額とする	
	その他にかかる費用	上記以外については実費。(交通費等)	
コメント欄	<p>～事業所の理念～ 『いつでもいつまでも心のかようケアサービス』を合言葉に・・・</p> <p>サービス提供地域については、旧新城市内全域、旧鳳来町一部地域(要相談)となっている為、居宅介護、重度訪問介護に関しましては難しいかと思われます。移動支援に関しては、公共交通機関利用等の条件はありますが、ご相談ください。</p>		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会		
事業所の名前	しんしろ福祉会館相訪問介護事業所		
所在地	新城市字東沖野20-12		
連絡先	TEL 0536-23-5618	FAX 0536-23-5046	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	◇居宅介護 ①居宅介護計画の作成 ②身体介護(入浴、排泄及び食事等の介護) ③家事援助(調理洗濯及び掃除等の援助) ④通院介助 ◇重度訪問介護 重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅での食事、排泄等の介助や外出時における移動支援等を総合的に行います。 ◇移動支援 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	○	
	その他	×	
営業日	月～金(但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)		
営業時間	8:30～17:15	サービス提供時間	日～土 7:00～19:00
料金	利用料	◇原則1割負担(利用者負担額は所得に応じ、上限が定められています)。	
	その他にかかる費用	◇通院介助、移動支援においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費。	
コメント欄	事業所のホームヘルパーは、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全般にわたる援助を行ないます。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会		
事業所の名前	虹の郷館訪問介護事業所		
所在地	新城市作手高里字縄手上22		
連絡先	TEL 0536-38-1481	FAX 0536-37-6033	
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	◇居宅介護 ①居宅介護計画の作成 ②身体介護(入浴、排泄及び食事等の介護) ③家事援助(調理洗濯及び掃除等の援助) ④通院介助 ◇重度訪問介護 重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅での食事、排泄等の介助や外出時における移動支援等を総合的に行います。 ◇移動支援 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	○	
	その他	×	
営業日	月～金(但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)		
営業時間	8:30～17:15	サービス提供時間	日～土 7:00～19:00
料金	利用料	◇原則1割負担(利用者負担額は所得に応じ、上限が定められています)。	
	その他にかかる費用	◇通院介助、移動支援においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費。	
コメント欄	<p>事業所のホームヘルパーは、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全般にわたる援助を行ないます。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。</p>		

サービス種別(訪問系サービス)

法人名	有限会社 瑞穂ケア・サービス		
事業所の名前	瑞穂ケア・サービス		
所在地	新城市字東沖野37番地の4		
連絡先	TEL 0536-23-8138	FAX	0536-23-8885
利用対象者	身体・知的・精神・介護保険・その他		
事業内容	居宅介護	○	
	重度訪問介護	○	
	行動援護	×	
	移動支援	×	
	その他	×	
営業日	日曜日～土曜日(但し、夏季及び年末年始に休業日あり)		
営業時間	7:00～19:00	サービス提供時間	7:00～19:00
料金	利用料	原則1割	
	その他にかかる費用	ホームページを参照下さい。 http://www.mizuhocare.com/	
コメント欄	介護タクシーのみ東栄地区にも提供しています。(原則、予約制です。) 通院や入退院、介護施設等への送迎。 その他、買い物や小旅行等ありとあらゆる外出を支援しています。 ドライバーは、すべて介護福祉士等の介護有資格者です。 介護輸送は安心してご利用下さい。		